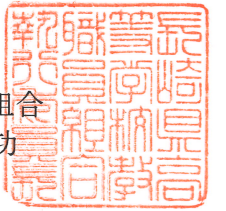


2025 年 3 月 28 日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介 様

長崎県高等学校教職員組合
執行委員長 勝村 功



長崎県高等学校教職員組合 2025 年春闘要求書

貴委員会におかれましては、日頃より私たち教職員の労働条件の改善と子どもたちの教育条件の改善のために、ご尽力されておられることに敬意を表します。

私たち教職員は、子どもたちの豊かな成長を願って日々の勤務に励んでいますが、そのためには教職員が人間らしく生活でき、安心して働く条件が必要です。また子どもたちが、学校で豊かに学び、人格を高めることは、重要な権利です。このことを踏まえ次の各項を要求します。

要 求 事 項

I 高教組との労使関係について

1. 労使対等での交渉を行い、合意をめざし最大限の努力をすること。合意事項は速やかに履行すること。
2. 「管理運営事項であっても教職員の勤務に関しては高教組と交渉する」との回答を誠実に履行すること。

II 教職員の生活向上について

1. すべての職種とすべての年齢層で月額 50,000 円以上引き上げること。
2. 一時金については、支給月数を大幅に引き上げ、職階ごとの加算額の差をなくすこと。
3. 学校に成果主義がなじまないことを認め、新人事評価の結果を賃金に反映しないこと。
4. 勤務の著しい特殊性に基づく「給料の調整額」については、次の通りとすること。
 - (1) 特別支援学校・学級の教育職員の調整数を 1.25 に戻すこと。
 - (2) 特別支援学校勤務の栄養教諭を、多くの県と同様に支給対象とすること。
 - (3) 三県合同という特殊で困難な勤務を担っている海友丸船員を支給対象とすること。
5. 計測できない労働時間の対価として教職調整額を増額し、計測できる労働時間の対価として時間外手当を支払うこと。
6. 昇格については次の通りとすること。
 - (1) 「実習助手」・寄宿舍指導員の 2 級格付けについては、教員免許所有者等の有資格者は直ちに、無資格者は、高卒経年 10 年、短大・高専卒経年 8 年、大卒経年 6 年で 2 級への昇格を行うこと。当面 2 級昇任試験の受験年齢を、有資格者は 40 歳から無資格者は 44 歳からとすること。
 - (2) 長崎鶴洋高校の小型実習船すいらんの甲板員が、7 年以上にわたって 3 級上限で止め置かれ昇給停止となっている問題を早急に解決すること。
7. 教育を歪める特 2 級を廃止すること。

9. 特別支援学校の分教室には、他校との兼任ではない養護教諭を配置すること。
10. 実習教員の配置においては、専門性を十分に考慮すること。
11. 県内すべての学校で空調設備の設置を進め、実習教室にも設置すること。
12. 階段の手すりやスロープの設置など、バリアフリー化を進めること。
13. 制服やトイレなど学校生活の様々な場面でジェンダーフリー化を進めること。
14. トイレに生理用品を備え付けること。
15. PC 教育については、次の通りとすること。
 - (1) モバイル端末の使用を絶対視せず数多くある指導法の一つに止めること。
 - (2) モバイル端末を使用することの学力と健康に対する影響を科学的に分析し、その結果を公表すること。
 - (3) 保護者の経済的負担がないようにすること。
 - (4) PC 教室など既存の設備を活用すること。
16. グラウンドですべての活動が安全に行われるよう、雑草処理に十分な予算を保障すること。
17. 定時制夜間部での給食費補助制度を拡充すること。
18. 定時制・通信制における教科書等の補助については、引き続き維持し、拡充すること。
19. 奨学給付金制度を拡充すること。
20. 奨学金やその返済のアシスト制度が拡充されるよう関係諸機関・団体に働きかけること。
21. 高体連や高文連主催の大会での選手派遣費補助を拡充すること。
22. 実習にかかる経費（材料代・燃料代・食卓料など）は物価高騰を考慮して、増額すること。
23. 高校生の就職慣行である「1 人 1 社制」を維持すること。
24. 求人や内定の取り消しが行われないよう、経営者団体等に働きかけること。

V 民主教育について

1. 管理と競争の教育から、生徒の自治的な力を伸ばす教育への転換を推し進めること。
2. 三者協議会の設置など、生徒参加、保護者共同の学校づくりを推し進めること。
3. 制服や校則の見直しは、生徒や保護者の意見を十分に踏まえるよう各校に促すこと。
4. 教職員の力量向上のために、職員の自主的な学びあいを支援するよう各校に促すこと。
5. 教育をゆがめる「新人事評価」制度については次の通りとすること。
 - (1) 賃金へのリンクを中止し、この制度の悪影響を少しでも軽減すること。
 - (2) 今後も高教組との交渉の場を持ち、廃止を含めて検討すること。
6. 学校における職員体制はトップダウンではなく、多様な職員の声を十分に反映し、同僚性と共同性を重視したものになるよう促すこと。
 - (1) 「職員会議は全職員の合意形成の場」との認識に立つよう校長を指導すること。
 - (2) 職階制をゆるめ、副校長、主幹教諭、指導教諭の職階を廃止すること。
 - (3) 定数標準法の基準に満たないのに教頭を複数配置している学校は 1 人に戻すこと。
 - (4) 主務教諭を配置しないこと。
 - (5) 実態に即さず差別的な職名「実習助手」ではなく「実習教諭」との呼称を使用すること。
 - (6) トップダウンを促す民間人校長を任用しないこと。
7. 25 年間にわたる「高校改革」について、教職員と保護者を交えて総括し、総合選抜制の廃止や学区の拡大などが、子どもたちの豊かな教育に果たしてつながったのか、十分な検証を行うこと。

8. 同一年齢同一賃金の原則に基づき、不均衡を是正すること。
 - (1) 初任給決定時の経験年数はすべて12月につき4号給の割合で調整すること。
 - (2) モデル賃金から落ち込んでいる中途採用者については、昇給幅を大きくすること。
 - (3) 病気休暇・休職などによる昇給の遅れについては、完全に回復させること。
9. すべての給料表のすべての級の号給の上限を引き上げること。
10. 55歳昇給停止を止めること。
11. 定年延長後の賃金月額7割措置を止め、10割とすること。
12. 再任用者については、次の通りとすること。
 - (1) 一時金の月数を大幅に改善すること。
 - (2) 教育職はすべて2級に位置付けること。
13. 手当を改善すること。
 - (1) マイカー利用の通勤手当は、使用距離ごとの支給額を燃料代高騰に見合うよう改善すること。
 - (2) 週休日の部活動指導に支給される部活動手当は、県最低賃金の時間外勤務相当額である1,191円に指導時間数を乗じた額を下回らないようにすること。
 - (3) 広域人事異動を踏まえ、特地勤務手当、準特地勤務手当を改善すること。
 - (4) 人材確保が趣旨である教員特別手当を増額すること。
14. 実習船の船員の日額旅費は、泊の有無に関わらず支給されるしくみを維持すること。
15. 「海友丸」船員について次の通りとすること。
 - (1) 交渉を行わずに労働条件を変更しないこと。
 - (2) 三県の使用者間の連絡調整を疎かにしないこと。
 - (3) 三県合同の交渉の場を設定すること。
 - (4) 旅費の福岡連動制を廃止すること。
 - (5) 今回の改定は交渉なしの不利益変更であり、不利益変更分の損失補償に見合うだけの手当を新設すること。
16. 講師、養護助教諭を2級に位置付けること。
17. 会計年度任用職員の賃金を大幅に改善すること。
18. 非常勤講師の報酬の対象に、学校で行う授業準備や生徒指導等すべての労働を含めること。
19. 雇入れ時の健康診断費は、労働安全衛生規則に従い、使用者である県教委が負担すること。

Ⅲ 教職員の権利拡大について

1. 公務員の労働三権の全面的回復を国に働きかけること。
2. 長時間過密勤務を解消するため、次の各項目にとりくむこと。
 - (1) 時間外労働抑制のため、残業代を支給可能とする給特法改正を国に要請すること。
 - (2) 雇い主の責務として教職員の労働時間を正確に把握すること。
 - (3) 出退勤記録簿の入力で管理職が職員に付度や書き換えを求めないよう指導すること。
 - (4) 出退勤記録簿に「持ち帰り残業」を入力可能としその把握に努めること。
 - (5) 管理職に「時短ハラスメント」を行わないよう指導すること。
 - (6) 教職員を大幅に増員し、8割の職員で回るしくみをつくること。
 - (7) 過度の管理や競争を見直し、管理職にその方向で業務を削減するよう指導すること。特に部活動や進路指導のあり方を見直すこと。
 - (8) 進研協、高P連等に、模試及び関連業務を縮小するよう、働きかけること。
 - (9) 学校閉庁と年末年始休暇の期間は、学校の施設を部活動や進路指導関係で使用させないこと。
- (10) 県教育研究会への加入は個人の自由であり、強制しないよう管理職を指導すること。
- (11) オープンスクールは年1回までとの制限をかけること。
- (12) 管理職に勤務時間の適正な割り振りを行うよう指導すること。

- (13) 寮の舎監業務と連続する前後の勤務時間帯は、割り振り変更により休みとすること。
 - (14) 校務事務支援システムで健康診断が処理できるようにすること。
 - (15) 高校入試の諸業務は県教委が行うこと。現場に行わせる場合は委託料を支払うこと。
 - (16) 再任用者は定数外の別枠として配置すること。
 - (17) 会計年度任用職員を増員し、正規職員の業務を軽減すること。
 - (18) 生徒に貸与するPCの修理や初期化等の作業を、教職員に負担させないこと。学校を巡回するサポートスタッフを配置すること。
3. 1年単位の変形労働時間制は、労働と私生活のリズムを壊すので、決して導入しないこと。
 4. 管理職が年休の理由を聞くことがないよう、年休の趣旨も含めて管理職を指導すること。
 5. 母性保護、子育て関係の休暇、休業制度を拡充すること。
 - (1) 代替職員が措置される長期の不妊治療休暇制度を新設すること。
 - (2) つわり休暇を、他の妊娠に起因する高血圧、悪阻、浮腫等の生理的症状を含めた「妊娠障害休暇」に発展させること。
 - (3) 高校と特別支援学校高等部においても差別なく先読み加配を行うこと。
 - (4) 産休・育休にかかわる事務引き継ぎ日を各3日まで取れるようにすること。
 - (5) 育児休暇（育児時間）を小学校就学前まで延長すること。
 - (6) 子ども看護休暇については子が18歳に達する年度まで取得可能とすること。
 - (7) 産休・育休を取得しやすい職場環境を整えること。
 6. 子ども看護休暇を、家族すべてを対象とする「家族看護休暇」に発展させること。
 7. 病気休暇のクーリング期間を20日に短縮すること。
 8. 更年期障害に対する措置（通院保障、休暇、労働軽減など）を設けること。
 9. 短期介護休暇は、介護対象者1人につき年間10日以内とすること。その他、介護のしやすい諸制度を整えること。
 10. リフレッシュ休暇をすべて特別休暇とすること。
 11. 職場または居住地が暴風警報発表地域となった職員には、交通遮断休暇を適用すること。
 12. 会計年度任用職員については次の通りとすること。
 - (1) 休暇を改善し、出産、子育て、介護等の際にも仕事を続けられる条件を整えること。
 - (2) 労働の継続性が学校においては重要であることを、公募の際には十分に踏まえること。
 13. 旅費の財源を増額し、職員の出張時に自己負担がないようにすること。
 14. ハラスメントに際しては第三者の視点を入れた機関を設置すること。
 15. 安全衛生委員会については、次の通りとすること。
 - (1) 各校においては、月1回以上の開催が必ず行われるよう、指導すること。
 - (2) 総括安全衛生委員会は、少なくとも学期ごとに1回、年3回以上行うこと。
 16. 人事異動については、生活面の負担軽減のため次の通りとすること。
 - (1) 夫婦別居や長時間通勤とならないようにすること。
 - (2) 本人や家族の特殊事情等を十分に踏まえること。
 - (3) 内示を少なくとも1週間早めること。

Ⅳ 教育条件の整備等について

1. 小規模高校の教育力の高さを評価し、可能な限りの手立てをとって存続をめざすこと。
2. 公立高校を定員割れに誘導するような入試制度を改めること。
3. 公共リストラに反対し、高校統廃合をしなくても済むような教育予算を確保すること。
4. 高校全日制で35人以下学級、高校定時制夜間部で20人以下学級を実現すること。
5. 高校での特別支援教育のための教職員の加配を拡充すること。
6. 特別支援学校の設置基準を既存校にも適用し、教育条件を改善すること。
7. すべての学校図書館に「専任・専門・正規」の職員を配置すること。
8. 養護教諭は定数法で複数配置とされている学校には複数配置すること。